

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 25 年度 第 2 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 25 年 9 月 20 日（金）10：30～12：30
2. 開催場所 ニッショーホール 第 2 会議室
東京都港区虎ノ門 2-9-16
3. 出席者
（理事）代田 久米雄、田辺 功、松木 則夫、望月 正隆、安原 真人
山田 勝士、山本 信夫、吉田 武美
（監事）三輪 亮寿、齊藤 勲
（顧問）内山 充、
（事務局）清水 亨事務局長、武立 啓子、大塚 文

4. 議 案

- ・第 1 号議案 認証事業実施要綱の一部変更に関する件
- ・第 2 号議案 生涯研修プロバイダーからの年度毎研修事業概要書の提出に関する件

報告事項

- ・平成 25 年度第 1 回書面理事会表決報告
- ・平成 25 年度第 2 回書面理事会表決報告
- ・認証申請書記載ガイドラインー生涯研修認定制度申請用ーの一部変更について
- ・認定薬剤師認証研修機関協議会について
- ・その他

5. 配布資料

事前配布資料

- (1) 第 1 号議案 認証事業実施要綱の一部変更資料
- (2) 第 2 号議案 年度毎研修事業概要書の提出資料
- (3) 第 1 回書面理事会の表決報告
- (4) 第 2 回書面理事会の表決報告
- (5) 認証申請書記載ガイドラインー生涯研修認定制度申請用ーの一部変更資料

当日配布資料

- (1) 平成 25 年度第 2 回理事会議事次第
- (2) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構役員名簿

- (3) 認証申請チェックリストの訂正資料
- (4) 第2号議案の概要書表紙の訂正資料

6. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者について報告を行った。理事総数12名中過半数の8名が出席で、定款第30条第1項に基づき理事会は成立していることを告げた。併せて、本日は齊藤監事、三輪監事及び内山顧問が出席である旨を報告した。

理事会開始にあたって吉田代表理事から、去る6月21日（金）社員総会において、提案された全理事・監事が選任されたことを受け、平成25年度第1回書面理事会表決により代表理事に選定されたので、引き続き薬剤師生涯研修制度の普及と発展に取り組んでいきたいとの挨拶があった。

吉田代表理事挨拶の後、清水事務局長が当日及び事前配付資確認を行なった。配布された役員名簿において、齊藤監事の職名を元日本製薬団体連合会理事長に変更することを告げた。

次いで吉田代表理事が議長となり、議事次第に従って議事を進めた。

《審議事項》

1. 第1号議案 認証事業実施要綱の一部変更に関する件

議長より事前配布資料である認証申請評価要項集を参照しながら、以下の説明がなされた。

1). 認証事業実施要綱 別添 認証に関わる経費の改正案

本改正案の提案理由は、従来新規認証申請制度については、理事会において申請制度の認証後に経費請求を行ってきたが、認証されないと経費請求が難しいことから、今後は現在の初期認証経費を「新規認証申請経費」、更新経費を「更新申請経費」及び認証事業実施要綱第5条に基づく追加申請に関わる認証経費を「第5条による追加申請に係る認証申請経費」にそれぞれ変更し、申請を受けた時点で経費請求を行えるように改正したいことにあると説明した。

その説明に対し、認証申請は委託契約であり、委託を受けたときに経費を請求することは、特に問題はないとの意見であった。また、追加費用が発生した時にも、追加請求が可能な方が望ましいとの意見もあった。

議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく原案通り承認された。

2). 認証に当たっての確認事項の改正案

認証事業実施要綱の変更に関連して、認証に当たっての確認事項の修正に

ついて説明された。確認事項の補遺として生涯研修プロバイダーの非営利性および及び営利企業（製薬・流通事業者等）からの支援に関しては、認定制度委員連絡会での協議事項として取り上げている課題で、また本理事会においても ACPE の基準の紹介も行ってきた。今回新規に生涯研修事業の実施において、営利企業等からの支援に対する利益相反に関する注意事項を追加し、また生涯研修プロバイダーの義務としての項目を追加したいと説明した。

本改正案について意見を求めたところ、理事・監事から以下のような多数の意見があった。企業は医薬品の情報源として重要な役割があるが、利益誘導にならないように講演を依頼すること；単に明朗会計など会計処理だけで論じるのでは問題があり、非営利、独立性、透明性を明確にすること；薬剤師が必要とする医薬品の情報源は企業であるが、利益相反にならないよう注意が必要であること；企業は主に医薬品の効用を説明するが、研修機関は薬剤師が患者サイドに立ち、安全性管理の立場からの副作用・有害作用などを説明することを重視して対応を行ってはどうか等、について意見交換がなされた。

議長より本修正案について諮ったところ、全員異議なく原案通り承認された。

なお、認証に当たっての確認事項の改正にともない、認証申請の指針の項目ごとの整備と修正、認証更新申請書の修正および評価基準チェックリスト修正点が示され了承された。これらの変更に関して、生涯研修プロバイダーのみならず、学会、大学および日本薬剤師会など職能団体などへの広報活動が望ましいのではないかと指摘があった。

2. 第2号議案 生涯研修プロバイダーからの年度毎研修事業概要書の提出に関する件

生涯研修プロバイダーのフォローアップについては、これまで実施していないが、本年度から配布資料のような記載内容で、研修事業概要書を提出いただき、事業内容を把握できるようにし、参考にしていきたいと説明された。

このような概要書の提出は、プロバイダーの意識向上にもつながり、負担にもならないと思われることから、実施したほうが望ましい等の意見があった。

議長から本議案について諮ったところ、全員異議なく原案通り承認された。

7. 報告事項

議長より、以下の事項が報告された。

- (1) 平成25年度第1回書面理事会表決報告について
吉田代表理事が選定された表決結果。
- (2) 平成25年度第2回書面理事会表決報告について
改選となる認定制度委員が選任承認された表決結果。
- (3) 認証申請書記載ガイドライン―生涯研修制度申請用―の一部変更について
利益相反やポートフォリオ関連等が記載し易いように変更したこと。
- (4) 認定薬剤師認証研修機関協議会について
8月24日星薬科大学において研修機関協議会が開催されたこと。
- (5) その他
田辺理事の専門薬剤師に関するJ-CAST記事が発端となり、当機構にラジオ番組からの取材があったこと、また武立認証コーディネーターが、厚生労働科学研究事業の乾 賢一研究班に班員として参画され、わが国の専門薬剤師制度の整備に関して調査研究を進めていること。

8. その他

清水事務局長より次回の第3回理事会は12月20日（金）当ニッショーホールでの開催を予定していること、また同日午後に認定制度委員連絡会が開催される予定であることを告げた。

9. 閉会

以上の議事を終え、12時30分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、捺印する。

平成25年9月20日

代表理事 吉田武美 印

監事 三輪亮寿 印

監事 齊藤勲 印